

## 第59回福岡市個人情報保護審議会議事録

日 時	令和元年9月9日（月） 15:00～15:45
場 所	福岡市役所15階 1505会議室
出席者	<b>委員</b> （五十音順，敬称略） 井 規子 稲川 秀司 稲葉 美由紀 大神 朋子 楠下 広師 田邊 宜克 村上 裕章  <b>事務局</b> 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 小川 直也 個人情報保護係長 佐藤 仁美 個人情報保護係員 川崎 翔太
議 題	1 会長の互選及び会長職務代理者の指名について 2 部会に属する委員の指名について 3 平成30年度個人情報保護制度の運用状況について

### 開 会

（事務局） 第59回福岡市個人情報保護審議会を開会する。新たな任期における初めての審議会であり、委員の任期は令和元年9月1日からの2年間となる。

本日は委員4名が欠席だが、条例第59条で定める過半数の出席を満たしていることから、審議会は成立している。また、本審議会は公開であり、議事録も公開されることになる。

### 議題1 会長の互選及び会長職務代理者の指名について

（事務局） 会長の選出については、条例第58条において、「委員の互選によりこれを定める」と規定している。推薦、意見等があれば願います。

（委員） 前の任期において会長を務めていただいた村上委員に、引き続き会長を務めていただきたい。

（委員） 異議なし。

（村上委員） 了承。

（事務局） それでは前の任期に引き続き、村上委員に会長をお願いすることに決定する。また、これからの議事の進行は、村上会長に願います。

（会長） 会長職務代理者の指名について、条例第58条第3項の規定により、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」と定められていることから、情報公開審査会会長でもある、田邊委員を会長職務代理者に指名させていただく。

### 議題2 部会に属する委員の指名について

（会長） 部会の委員については、条例で「審議会の委員のうちから会長が指名する」と規定していることから、「審査請求部会」、「個人情報保護制度部会」「特定個人情報保護評価部会」及び「目的外利用等審査部会」の委員について、私から指名する。

まず、「審査請求部会」の委員については、石森委員、五十川委員、永星委員、大神委員、田邊委員、私を指名する。

次に、「個人情報保護制度部会」の委員につきましては、前の任期に引き続き、石森委員、五十川委員、永星委員、田邊委員、私を指名する。

また、「特定個人情報保護評価部会」の委員については、石森委員、五十川委員、大神委員、鳥越委員、私を指名する。

最後に、「目的外利用等審査部会」の委員については、石森委員、五十川委員、大神委員、田邊委員、鳥越委員、私を指名する。

### 議題3 平成30年度個人情報保護制度の運用状況について

(事務局) 資料に沿って説明。

(会長) 今回の報告について、質問や意見があればお願いします。

(委員) 個人情報漏えい等の事故につき、メールアドレスの漏えいが平成30年9月、10月、11月と異なる所属で立て続けに起こっているが、事故が起こった後に、市役所内部で連携して情報共有や事故防止対策はなされたのか。

(事務局) 事故発生後は、担当課より情報公開室に事故報告書が提出される。また、情報資産に関する事故については、情報システム担当課にも事故報告書が提出される。公表事案が発生した際には、全庁に向けて、情報公開室と情報システム課の連名で注意喚起を行っている。

また、通知文を発出するだけでなく、11月には庁議の中でも局長以上に注意喚起を行った。

(委員) それでもさらに事故が起こったため、システムにて対応をとったところである。住民基本台帳の個人情報開示請求について、今回存否応答拒否報告書が出されたのは数件だけであるが、個人情報開示請求以外で、区役所に問い合わせが来た際などにも回答の拒否は行われているのか。

(事務局) 支援の申し出をした方については、担当課にて支援対象者だとわかるようになっている。個人情報開示請求以外でも、担当課に問い合わせが来た際には、情報が漏れないように一切回答はしないとして、万全の態勢をとっていると聞いている。

(会長) 他に質問等がないか。

(委員) なし。

(会長) それでは以上で、本日の議事を終了する。

議事終了 閉会